

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年2月28日（宇治市監査委員公表第4号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉こども部 こども福祉課

監査期間 令和3年12月1日～令和4年1月25日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>貸付金元利収入収入状況について</p> <p>滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。</p>	<p>滞納整理事務マニュアルを整備しました。</p>
2	<p>学童保育協力金収入状況について</p> <p>催告が行われていない事例が見受けられた。適正な事務の執行を求める。</p> <p>また、滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。</p>	<p>収入未済について催告を行い、滞納整理事務マニュアルを整備しました。</p>
3	<p>児童扶養手当等返還金収入状況について</p> <p>滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。</p>	<p>滞納整理事務マニュアルを整備しました。</p>
4	<p>補助金支出状況について</p> <p>支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>以後、適正に処理するよう課内で徹底しました。</p>

監査対象 福祉こども部 保育支援課

監査期間 令和3年12月1日～令和4年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	<p>保育所保育料収入状況について</p> <p>滞納整理事務マニュアルと異なる運用が行われていた。適正な事務の執行を強く求める。</p>	<p>課内であらためて滞納整理事務マニュアルの確認を行いました。今後はマニュアルに沿った適正な事務の執行を図ります。</p>
2	<p>保育所給食費収入状況について</p> <p>滞納整理事務マニュアルが整備されていなかった。速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。</p>	<p>滞納整理事務マニュアルを整備しました。今後、マニュアルに沿って適正な債権管理に努めます。</p>